

認定農業者制度の運用改善で夫婦・親子等の共同申請・認定が可能に

九州農政局では、農業経営改善計画に係る夫婦等連名による認定申請を可能とするよう県や女性関係団体等からご意見等をいただき、運用改善に向けた要請を関係部局に対して行ってきたところですが、平成15年6月に下記のとおり共同申請を認めるとするガイドラインが発出されたので、関係部分についてお知らせします。

「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」(平成15年6月27日付け15経営第1537号経営局長通知)の記の第2の1関係

農業経営改善計画の認定等

農業経営改善計画の認定申請

従来、農業経営改善計画の認定申請を行う名義人について、法人経営以外の経営にあっては、当該経営を主宰する一の個人に限定し、夫婦、親子等複数の者の名義による共同申請はできない旨の運用を行ってきたところです。

このことは、認定農業者向けの各種支援施策が、農業経営改善計画の認定を受けた経営に対し準備されていたものですが、その講じられ方は、例えば、農業経営基盤強化資金等の制度資金の融通のように当該経営を単位として捉えるもの、経営管理の合理化のための研修の実施のように当該経営に従事する者個々の能力の向上を図ろうとするもの等、それぞれの施策の趣旨・目的により異なっており、同一経営について複数の者による農業経営改善計画の共同申請を認めた場合、その適用関係に混乱を来す恐れがあるとの考え方に基づくものとして取り扱っていました。

一方、近年、男女共同参画社会の実現に向けた各種取組の推進により、農業経営や農村地域において女性の果たす役割はこれまで以上に重要なものとなってきているとともに、このような取組の地域への浸透に合わせ、単なる補助労働者としてではなく、共同経営者として意思決定に参画する女性も増加しているところです。

他方、認定農業者制度についても、制度創設以来9年余の運用を重ねてきており、育成すべき農業経営を地域段階で明確にし、支援を重点化していく制度として地域において一定の定着が図られていると思われます。

このような状況に対応し、家族経営において実質的に共同経営者としての役割

を担っている女性農業者や農業後継者についても認定農業者として位置づけ得ることとすれば、これらの者の共同経営者としての地位・責任が明確化され、経営者としての自覚や経営に対する意識の向上とそのことを通じた経営改善への取組の促進が期待されると考えています。また、当該農業経営や地域における女性農業者の地位向上や農業経営の継承の円滑化に資することも期待されるところです。更に、その結果として、当該経営が効率的かつ安定的な農業経営へと発展する期待も高まると考えられるところです。

このため、

農業経営改善計画の認定申請を行う名義人が、すべて、同一の世帯に属する者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第6項に規定する世帯員をいう。）であること

家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該名義人のすべてに帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について当該名義人のすべての合意により決定することが明確化されていること

当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること

のすべてが確認できる場合にあっては、複数の者による農業経営改善計画の認定の共同申請を認めることとなりました。

なお、今回、複数の者による農業経営改善計画の共同申請を認めた後においても、各種の支援措置については、それぞれの趣旨・目的に沿って、経営を単位として捉える、経営に従事する者個々を単位として捉える等、その講じられ方に変更はありません。

また、このことに関連し、認定農業者制度の適切な運用を確保するため手続等の細部について、平成15年9月に下記のとおりガイドラインの留意事項が発出されたので、関係部分についてお知らせします。

**「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインの留意事項等について」
（平成15年9月26日付け15経営第3399号経営局経営政策課長通知）の記の第2の(2)関係**

農業経営改善計画に係る手続きにおいて、現在単独名義で認定を受けている農業経営改善計画に、その配偶者、後継者等を共同経営者として追加しようとするときは、農業経営改善計画の変更として取り扱うことで差し支えありません。